



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） ..... 1
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） ..... 2

## 規 則

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第46号

#### 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第14条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条第1項」の次に「又は第171条第1項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第14条の2第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第1号」の次に「又は第175条第2項第1号」を加え、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条」の次に「又は第171条」を加える。

第18条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘴託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第25条第1項中「第18条第1項から第3項まで」を「第18条第1項から第4項まで」に、「同条第3項中「指定放課後等デイサービス」」を「同条第4項中「指定放課後等デイサービス」」に改め、同条第2項中「第18条第4項」を「第18条第5項」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年4月1日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 沖縄県規則第47号

#### 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第19条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条第1項」の次に「又は第171条第1項」を加え、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、18人）」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては12人）」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第19条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第1号」の次に「又は第175条第2項第1号」を加え、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条」の次に「又は第171条」を加える。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁地下1階
---	--